

環政第699号
平成27年9月14日

北陸電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員
金井 豊 様

石川県知事 谷本正憲

七尾大田火力発電所石炭灰処分場設置事業に係る環境影響評価
方法書に対する環境保全の見地からの意見について

平成27年6月16日に意見の概要送付書の送付のあった標記環境影響評価
方法書について、ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例
第16号）第207条第1項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

環境影響評価の調査、予測及び評価の実施並びに環境影響評価準備書の作成
にあたっては、石川県環境影響評価技術指針に即したものとするとともに、別
紙の事項について十分に留意すること。

事務担当
環境部環境政策課
環境管理グループ
電話 076-225-1463

1 全般的事項

準備書の作成にあたっては、できる限り簡潔かつ平易な文章で表現し、また、図や写真など視覚的な表現方法を用いることにより、住民等が理解しやすい内容となるよう配慮すること。

(1) 対象事業の目的及び内容

① 事業計画の全般的事項

環境影響評価の実施にあたっては、予め環境保全に関する法令の遵守をはじめとする環境への配慮を行っていくことが、地域の環境保全を図る上で極めて重要であることを踏まえて、できる限り環境保全に配慮した具体的な事業計画とすること。

② 豪雨対策

近年の豪雨の発生状況に鑑み、浸出水貯留槽及び防災調整池等は、浸出水等を安定的に処理できる十分な規模とし、その検討結果のほか、計画を超える豪雨が発生した場合の対応等を具体的に示すこと。

③ 濁水対策

濁水の発生を防止するための沈砂池の記載がないことから、工事の進捗段階に応じて、沈砂池等の設置及びその規模等を検討すること。

また、築堤覆土材置場からの濁水防止対策について検討すること。

④ 飛散防止対策

ばいじん及び燃え殻については、運搬時のほか、ダンプ車からの荷下ろし時などの埋立処分の際には飛散しやすいことから、十分な飛散防止対策について検討すること。

また、転圧及び締め固めでは、埋め立てるばいじん等の飛散・流出防止効果が限定的と考えられることから、埋立時の飛散等を防止するために、即日覆土などの措置を検討すること。

(2) 対象事業実施区域及びその周辺の概況

事業実施区域及びその周辺の概況については、国、県、市及び専門家等に確認するなどにより、入手可能な最新の文献資料を選定した上で、地域特性に関する情報を把握し、その結果を準備書に示すこと。

なお、その結果を踏まえて、新たな環境に対する影響が想定される場合は、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を必要に応じて見直すこと。

(3) 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目の選定において、環境影響がない項目又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである項目以外は、できる限り環境項目に選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

なお、技術指針において、環境影響評価又は事後調査を実施すべき項目であるにもかかわらず、選定しなかった項目については、環境影響がない、又は環境影響の程度が極めて小さいと判断した根拠を具体的に分かりやすく示すこと。

(4) 環境影響の調査、予測及び評価の手法に係る全般的事項

① 調査等の方法

方法書では、調査、予測及び評価に関する具体的な方法が十分に記載されていないことから、準備書においては、調査方法、調査の範囲、調査地点、調査期間及び調査頻度等について、その設定の根拠を含め、具体的に分かりやすく示すこと。

② 調査

調査にあたっては、各環境項目に及ぼす影響を適切に把握し得るよう、技術指針に従い、七尾大田火力発電所など主要な発生源の状況や苦情等の状況について調査すること。

③ 予測

ア 予測時点及び予測手法

工事中の予測時点は、工事の施工が最盛期となる時期としているが、工事と埋立が並行して行われる時期があることから、具体的な工事計画や管理計画を踏まえ、環境影響が最大となる時期に設定すること。

また、工事と埋立による複合した環境影響を予測し、評価すること。

イ 予測範囲

大気汚染、騒音等の予測結果については、大田町側のみならず湯川町側を含めて、影響が及ぶと予想される範囲をコンター図などにより、分かりやすく示すこと。

④ 事後調査

環境影響評価による事後調査については、廃棄物処理法の維持管理計画に基づくモニタリングと整理したうえで、長期的なモニタリングの観点から、調査項目、調査地点、調査頻度及び調査時期等を具体的に分かりやすく示すこと。

2 個別的事項

(1) 大気汚染

- ① 粉じんについては、現地調査を行わずに既存資料調査により予測し、評価するとしているが、現況をより正確に把握するため、粉じんの現地調査の実施について検討すること。
- ② 地上気象（風向、風速）の調査地点は、運搬車両等の影響を受ける住居地域に設定しているが、埋立作業に伴う粉じんの影響を適切に予測し、評価するため、埋立地内又はその周辺での地上気象調査の実施も検討すること。

(2) 騒音、振動

- ① 騒音及び振動の評価にあたっては、周辺環境への影響の低減措置等を明らかにするとしているが、1日当たり最大で10トンダンプトラック約120台の石炭灰等の搬入が予定されていることから、十分な低減措置を検討すること。
- ② 騒音及び振動の敷地境界における環境保全目標については、工事と埋立作業の内容に応じ、特定建設作業に係る規制基準のほか、特定工場等に係る規制基準を参考とすること。

また、道路交通振動の環境保全目標については、道路の敷地の境界線での要請限度に加え、住居等における人体の振動の閾値を参考とすること。

(3) 悪臭

悪臭については、方法書では、埋立処分する廃棄物が無機質であることから環境項目に選定されていないが、排煙脱硫装置から排出される硫酸カルシウムを含む汚泥を埋立処分した場合には、埋立地から硫化水素が発生する可能性もあり得ることから、悪臭を環境項目に選定し、調査、予測及び評価の実施について検討すること。

なお、環境影響がない、又は、環境影響が極めて小さいとして悪臭を環境項目に選定しない場合には、既存の埋立処分場の公定法に基づく悪臭の測定結果等をもとに、その理由を明らかにすること。

(4) 水質汚濁

- ① 水質汚濁に係る環境基準の項目については、河川（赤崎川）に浸出水が放流されないことから調査対象になっていないが、事故や災害、自然由来により検出される場合に備え、河川での環境基準項目の調査を検討すること。

また、要監視項目については、石炭灰等に含まれる項目を測定するなど、必要に応じ、河川、海域及び地下水における調査を検討すること。

- ② 埋立地は、石灰石採石場跡地であり、掘削等に伴いアルカリ性の排水の影響が

懸念されることから、水の濁りに加え、工事中におけるpHの影響について、調査、予測及び評価の実施を検討すること。

(5) 地下水の流れ、土壤汚染

① 地下水位の予測地域は、対象事業実施区域から約300mの範囲となっていることから、現地調査については、当該地域全体の地下水の流向を適切に把握できる方法によること。

また、現在使用している井戸への影響を評価できるよう、近隣井戸の取水深度を勘案した観測井での調査について検討すること。

② ばいじん等は飛散しやすいことから、有害物質を含む廃棄物の飛散に伴う土壤汚染及び地下水汚染への影響について、環境項目及び環境影響要因への選定を検討すること。

③ 土地の改変に伴う土壤汚染の影響については、既往の土壤調査結果から環境項目に選定されていないが、過去に土地利用を行っていた事業者への土地利用の履歴の聞きとりを行うなど、土壤汚染のおそれについて必要な調査を行うこと。

(6) 地形・地質

① 地形・地質の調査地域は、方法書では対象事業実施区域としているが、その周辺の急斜面など、当該区域の地形・地質に影響が及ぶおそれのある周辺の地域についても必要な調査を行うこと。

② 豪雨や地震等による法面や埋立地の安定性を明らかにするとともに、各施設の重り度に応じて地震時の計画・設計の考え方等について、分かりやすく示すこと。

(7) 雨水排水

雨水排水については、ため池や埋立地の遮水工の設置により、赤崎川の流量が減少することから、川草の繁茂による流下能力の低下など、下流域への影響の内容及びその程度について、予測し、評価すること。

(8) 植物、動物、生態系

① 植物及び動物の調査にあたっては、石灰石採石場跡地という特殊な環境を利用している植物群集・動物群集に着目した調査を検討すること。

また、浸出水処理施設からの影響を受ける放流口付近の海域や、濁水の影響を受ける赤崎川の河口は、いずれも調査区域となっていないことから、潮間帯生物の影響を把握するなど、必要な調査について検討すること。

② 猛禽類（タカ目、ハヤブサ目）の調査期間は、2繁殖期としているが、冬季に生活している猛禽類もいることから、他の鳥類とあわせ、四季を通した調査も検討すること。

③ 哺乳類調査の踏査範囲が広く、調査地域は荒地であることから、定点カメラを使用するなど工夫した調査方法を検討すること。

④ 生態系の現地調査は、希少種を目的とした植物や動物の調査と併せて行うとしているが、地域の生態系の指標となりうる注目種等やその餌となる動植物に着目した調査の実施も検討すること。

また、生態系への影響の評価にあたっては、事業の進捗に応じた生育・生息面積の変化や、回避・低減・代償措置の効果などをできるだけ定量的に予測し、生態系に及ぼす影響を分かりやすく示すこと。

⑤ 植物、動物及び生態系に関しては、生物種により、活動する季節や時間帯等が多様であることから、現地調査や既存資料の収集と解析を行う場合には、必要に応じて、専門家からの助言を受けるなどにより、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(9) 景観

景観について、埋立処分場は、周辺の陸域からはほとんど視認できないものの、海域側では能登島大橋、能登島の複数の眺望地点及び遊覧船の航路から視認できること、遮水シートの色等によっては景観への影響も異なることから、景観を環境項目に選定したうえで、フォトモニタージュ等による景観の調査、予測及び評価の実施を検討すること。

なお、評価にあたっては、七尾市景観計画に配慮し、当該計画との整合性が図られていることを示すこと。

(10) 文化財

対象事業実施区域内のトンネル掘削部には、赤崎南古墳群が位置することから、予測にあたり、現状保存に与える影響について、七尾市教育委員会と協議を行うこと。

また、現状で埋蔵文化財包蔵地とされていない区域において、埋蔵文化財が存在する可能性があることから、七尾市教育委員会と協議のうえ、埋蔵文化財の有無を確認するための必要な調査等を行うこと。

(11) 廃棄物等

廃棄物等については、建設副産物である残土の搬出に伴う地域の廃棄物等の処

理への影響についても、調査、予測及び評価を行うこと。

また、浸出水貯留槽や浸出水処理施設からの汚泥の処理（埋立終了後も含む）
や防災調整池から発生する土砂等の処理についても、予測、評価すること。